

松崎 参 人

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣 男

本訴被告・反訴原告 松崎 参

準備書面(10)

平成28年7月28日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優



同

渡邊 彰



本書面では、本訴被告（反訴原告、以下、「反訴原告」という）準備書面（8）に対する反論を行う。

第1 記者会見と記者への情報提供の違いについて

- 1 反訴原告は、反訴被告の吉野記者に対する情報提供行為それ自体が、取材内容が記事になれば極めて不特定かつ多数の者に伝播するおそれのある雑誌記者に対する発信であることから、公然性をもった名誉棄損行為として不法行為を構成する、と主張する。
- 2 しかし、すでに主張した通り、マスメディアの記者等に対する情報提供については、出版社による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事が作成される。したがって、情報提供をした内容通りの記事が掲載されることを情報提供者が予測し認容していた場合を除いては、その提供した通りの情報が不特定かつ多数の者に伝播することを予想することはできない。そのため、メディアの記者1名に対する情報提供のみを持って、名誉毀損が成立するとする主張は、極めて大雑把な議論であり、不当である。
- 3 また、反訴原告は、東京地判平成17年3月14日（反訴原告判例2）を引用した上で、この裁判例からも、反訴被告の吉野記者への情報提供そのものが名誉棄損行為に該当することが認められると主張する。

しかし、当該裁判例において、情報提供者である代理人弁護士が行った行動は、①訴状の内容を説明する記者会見を行ったこと、②訴状をFAXでメディアに送付したこと、である（以下、「記者会見等」という）。

多数の者に対し、情報を発信する記者会見等と、メディアの記者1人に語る今回の情報提供とでは、その伝播可能性を含めて、質的に大きな違いがあり、同じ次元で論じることは、およそ考え

られない。

したがって、反訴原告が主張するように、反訴原告判例2を引用して、本件の反訴被告の情報提供行為それ自体が名誉棄損に該当するとの主張は本件では全く意味をなさず、失当である。

- 4 さらに、反訴被告が、反訴原告判例2に対して、反訴原告判例2の事案は、訴訟代理人である弁護士が訴状の内容を公開したというものであるから、第三者が裏付けをし、否定することは不可能であると主張したのに対し、反訴原告は、弁護士作成の訴状が提出されたからといって、訴状記載の内容が真実であるなどと言えないことは裁判所に顕著な事実であり、被告側にその内容の真偽を問う裏付けを行うことは十分に可能であるなどと主張する。

しかし、反訴原告は、反訴原告判例2の事件の「摘示された事実」が何かという点について誤解をしている。反訴原告判例2では、摘示された事実について、「本件記者会見等は、全体として、被告Y1が原告に対し名誉毀損等及び診療上のセクシャル・ハラスメントを理由として前提事実の訴えを提起したとの事実を摘示したにとどまるものと解される。」と判断されている（同判決第三「争点についての判断」二、3、(一)）。つまり、反訴原告判例2において摘示された事実は、「セクシャルハラスメント等が存在したという事実」自体ではなく、「当該事実に関する訴えが提起されたとの事実」であると捉えられているのである。

そのため、当該訴訟を提起したという事実に関しては、被告に対する裏付けや、記者会見における質疑応答等を通じて、裏を取ったり、その内容を否定することは必要もないし意味もない。

そして、当該訴訟の担当弁護士が情報発信をした訴状の内容等については、その事件自体が注目されているものであればあるほど、そのままの形で報道されるであろうことは当然に予見できるのであり、反訴原告判例2において、名誉毀損が成立すると判断

されても何ら不思議ではないのである。

したがって、反訴原告判例2は、本件と事案を異にする。

- 5 以上より、反訴原告の指摘はいずれも当たらない。

第2 継続的な名誉棄損という主張に対する反論

- 1 反訴原告は、2012年8月3日発行の反訴被告の著書『ホテルよ、福島にふたたび』を引用し、ホテル館跡地の利権のために、邪魔なホテルと阿部を追い出すという話の構造がここ作り出されたと主張する。

しかし、当該記述は、温室植物園の閉館に伴う話であり、本件とは何ら関係がなく、主張の趣旨が不明である。

なお、反訴原告は、「後に報道された記事」など存在しない、「建設会社との癒着関係」なるスキャンダルが板橋区政や区議会でも問題となったことはない、と主張する。しかし、当該事実は、当時報道をされており、区議会でも問題とされている。したがって、反訴原告の主張はそもそも事実誤認である。

- 2 また、反訴原告は、2014年2月13日の板橋区人事課による反訴被告への聞き取り調査内の発言（甲132）及び2014年12月22日のインターネット上での発言（乙24）を引用し、日経ビジネスオンラインの吉野記者に対しての一回だけ情報を提供したのではないこと、反訴被告は噂の存在ではなく、被害者自らが発信する情報として述べたこと、日経ビジネスオンラインに自ら提供する情報ができる限りそのまま記載され記事となることを予想し、願ってなされたものであることを主張する。

しかし、当該発言においては、反訴原告の名はもちろん、M議員などという名も一切出てこない。そもそも、2014年2月13日の板橋区人事課による反訴被告への聞き取り調査は、いわゆる懲戒に向けての内部手続きであって外部にそのやり取りが発信

される予定のないものであるから、反訴被告に反訴原告の名誉を棄損する意欲など存在するはずもない。

したがって、反訴被告が反訴原告の名誉を棄損するとの意欲を有していたということはできないのであり、当該発言と本件日経ビジネスオンラインの吉野記者に対する反訴被告の発言との間にどのような関係があるのか、反訴原告の主張はその趣旨が不明である。

- 3 さらに、マスメディアの記者には独自の編集権があるのであるから、反訴被告と日経ビジネスオンラインの記者との間に合意があり、反訴被告の発言通りの内容が掲載されることが確実であるなどの事情がない限り、反訴原告の情報提供と記事による名誉棄損との間の相当因果関係は認められない。

反訴原告は、上述の板橋区人事課による反訴被告への聞き取り調査内の発言及び反訴被告のインターネット上での発言をもって、日経ビジネスオンラインに自ら提供する情報ができる限りそのまま記載され記事となることを予想し、願ってなされたものであると結論付ける。反訴原告の主張は、上記人事課による聞き取り調査内の発言、インターネット上での発言から、なぜ、反訴原告の発言がそのまま記載され記事となることを予想していたと言えるのか、全く明らかではない。

したがって、本件では、反訴被告の主張がそのままの形で記事になる事前に分かっていたという事情は立証されていないというべきである。

以上